平成２４年（フ）第１４６号
長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷1010番地１
債務者　橋本　昭次
１　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　斎藤　信隆
４　破産債権の届出期間　平成24年10月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年12月21日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第３８８号
静岡県浜松市西区雄踏２丁目12番27号、前住所静岡県浜松市南区若林町1141番地の１
債務者　中村　政男
１　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平尾　竜太
４　破産債権の届出期間　平成24年10月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年12月18日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３８９号
静岡県浜松市西区雄踏２丁目12番27号、前住所静岡県浜松市南区若林町1141番地の１
債務者　中村政次郎
１　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平尾　竜太
４　破産債権の届出期間　平成24年10月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年12月18日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３９０号
静岡県浜松市西区雄踏２丁目12番27号、前住所静岡県浜松市南区若林町1141番地の１
債務者　中村　輝男
１　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平尾　竜太
４　破産債権の届出期間　平成24年10月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年12月18日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１９００号
神奈川県伊勢原市沼目1421番地の１
債務者　砂脇　直己
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐野　高王
４　破産債権の届出期間　平成24年10月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年12月20日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０９７２号
埼玉県川口市大字安行原1262―26
債務者　小高　秀雄
１　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　矢作　和彦
４　破産債権の届出期間　平成24年10月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年１月11日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２号
大分県速見郡日出町3334番地８、申立前の住所大分県速見郡日出町3334番地の４
債務者　森岡　勝雄
１　決定年月日時　平成24年９月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森脇　　宏
４　破産債権の届出期間　平成24年10月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月11日午前10時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第９１号
広島県三原市皆実３丁目８番34号
債務者　小川　博美
１　決定年月日時　平成24年９月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋本　則利
４　破産債権の届出期間　平成24年10月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月７日午前10時45分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第９０号
広島県福山市南松永町２丁目12番８―607号南松永レジデンス
債務者　長濱　俊輝
１　決定年月日時　平成24年９月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大名　　浩
４　破産債権の届出期間　平成24年10月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月30日午前11時15分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第２６号
大分県玖珠郡玖珠町大字山浦1280番地
債務者　川津　清文
１　決定年月日時　平成24年９月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡田　壮平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月10日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
大分地方裁判所日田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３１８号
新潟市西区坂井東２丁目10番23号８
債務者　髙城　典彦
１　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６６号
函館市大縄町15番11号
債務者　佐藤多美子
１　決定年月日時　平成24年９月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第７１号
岐阜県揖斐郡揖斐川町新宮380番地35
債務者　小寺　康江
１　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１１１２号
埼玉県久喜市伊坂1484番地９
債務者　中澤　育代
１　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１９７号
さいたま市見沼区東大宮２丁目49番地８　砂住宅２―303
債務者　小林　雅代
１　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係